

京都市告示第 3 9 5 号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので，法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

西京桂坂地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

西京区御陵大枝山町一丁目，大枝北沓掛町二丁目，大枝北沓掛町三丁目及び大枝北沓掛町四丁目の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）